

安平町

第2次総合計画策定方針



平成27年10月
企画財政課

1 はじめに

平成18年3月の旧早来町と旧追分町の合併に伴い、合併協議時に策定した「新町の将来構想」や「新町まちづくり計画」を基本に、安平町として平成19年3月に新たなまちづくりの指針となる総合計画（基本構想（H19年度-H28年度）、前期基本計画(H19年度-H23年度)）を策定するとともに、平成24年3月には後期基本計画（H24年度-H28年度）を策定し、『くらしの笑顔が広がるぬくもりと活力と躍動のまち』の実現に向けた取組みを行ってきました。

現行の総合計画の計画期間が残り約1年半となることから、これまでの取組みを総括するとともに、安平町の未来を創生するため、平成29年度から始まる新たな総合計画を策定します。

2 総合計画の位置付け

地方分権改革推進計画に基づく平成23年の地方自治法改正により、基本構想の策定義務は廃止されましたが、平成26年12月に施行した安平町まちづくり基本条例第23条において、長期的な展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画の策定を義務付け、その構成は「基本構想」「基本計画」とすることが規定されています。

3 総合計画の構成、期間及び策定にあたっての基本事項

（1）総合計画の構成

総合計画の構成は、安平町まちづくり基本条例第23条に基づく「基本構想」、「基本計画」の2つの構成とします。（安平町議会基本条例第3条の規定により議決事件）

また、これら政策・施策を具体的に進めるための「実施計画（事務事業計画）」も併せて取りまとめます。

なお、総合計画は、財政推計・財政計画との連動の観点から、基本構想に対応した「長期財政推計」と、基本計画に対応した「中期財政計画」を定めるものとします。

ア 基本構想

長期的な指針として、安平町の将来像や施策の大綱を示すもの

イ 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの中期的な指針として、施策別に現状

と課題、目的や方針などを示すとともに、行政評価によるPDCAサイクルを確立するため、施策の達成度を測る指標（KPI）の設定を検討します。
なお、社会経済情勢等の大きな変化に対応するため、基本構想の期間中において基本計画の期間を分け、必要な見直しを図ります。

実施計画（事務事業計画）

基本計画を実施するための主要事業の具体的な内容を集約するとともに、予算編成の指針とします。

なお、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、向こう3か年の計画をローリング方式（毎年度見直し）により策定します。

（2）総合計画の期間

策定根拠である安平町まちづくり基本条例の逐条解説では、「総合計画の期間は、現状では、将来構想10年、基本計画は前期5年、後期5年とされ、現在の計画期間が長すぎるとの意見もあり、次期の総合計画（平成29年度から）策定時に計画期間について十分検討します。」と記述されています。

また、従来、総合計画は最上位計画でありながら、計画期間中に首長の改選があるため、ローカルマニフェスト（選挙公約）の内容との整合性に課題がありました。

よって、今回の総合計画の策定にあたっては、これら課題を解決するため、他自治体の動向などを踏まえ、平成38年の町長選挙に向けた基本計画期間の調整を行い、これを踏まえた基本構想期間とします。

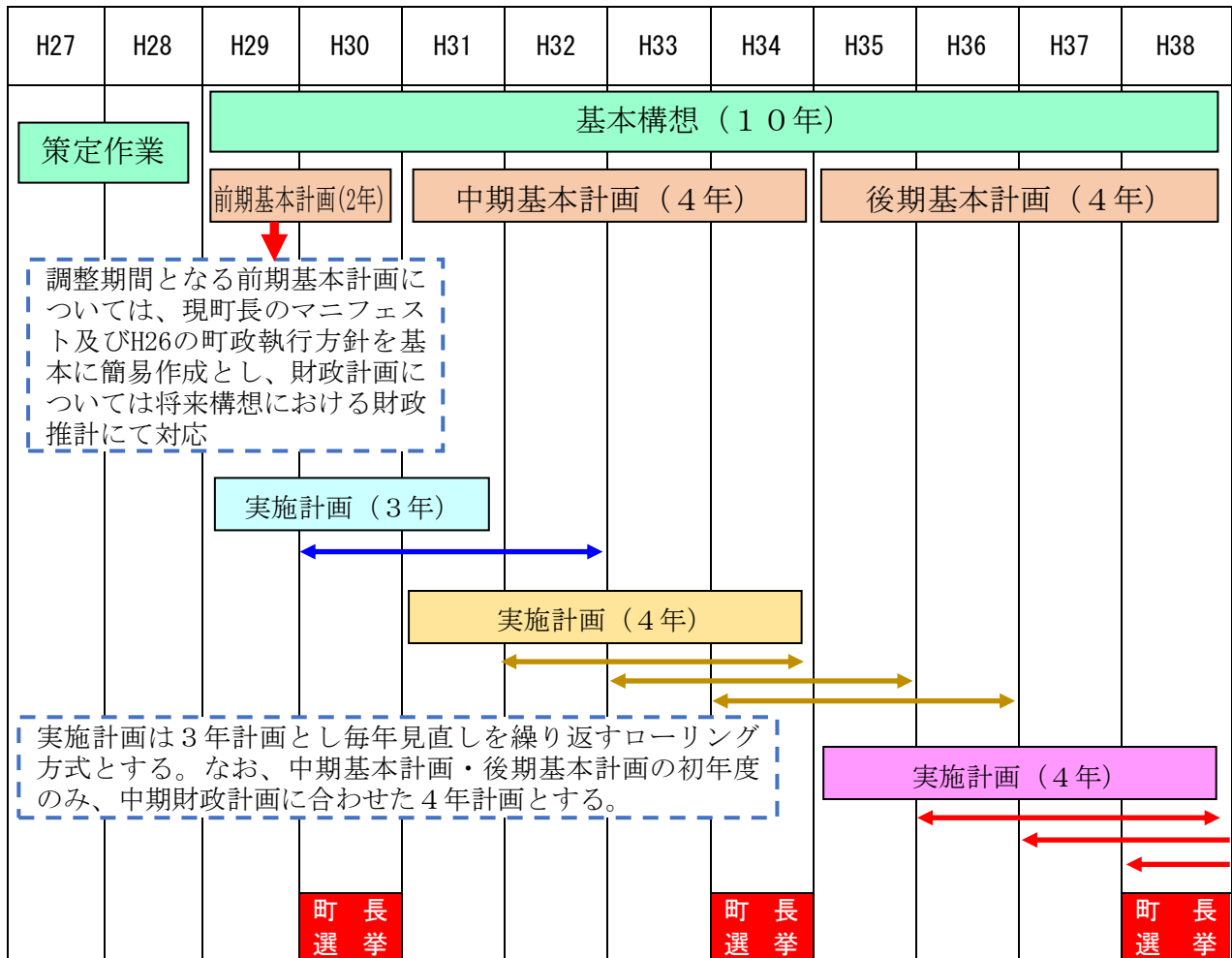
- * 平成39年度以降の第3次総合計画については、将来構想（8年）、基本計画（前期4年、後期4年）とし、基本計画の策定とローカルマニフェスト（選挙公約）の連動が可能となる。

ア	基本構想	平成29年度～平成38年度	[10年間]
イ	基本計画	前期基本計画	平成29年度～平成30年度 [2年間]
		中期基本計画	平成31年度～平成34年度 [4年間]
		後期基本計画	平成35年度～平成38年度 [4年間]

◇実施計画（事務事業計画）

前期基本計画に基づく実施計画は、現実実施計画のローリングで対応し、以降中期、後期基本計画策定時は4年間、その後ローリングは3年間で行う。

<第2次安平町総合計画全体イメージ>



*平成39年度以降は、基本構想8年、前期・後期基本計画をそれぞれ4年とすることが可能

(3) 総合計画の策定にあたっての基本事項

次の基本的考え方に基づき、総合計画の策定を行います。

- 総合計画の策定手法は職員が行い、統計データの分析や土地利用構想図の作成、都市計画の見直しに係る事務を除き、委託は行わない。
- 町外有識者による「総合計画策定アドバイザー」を委嘱する。
- 基本的な方向性について、庁舎内に設置した未来創生本部及び専門部会や庁舎内グループウェアを活用し、全職員で確認、共通認識を図る。
- 安平町まちづくり基本条例逐条解説において、「総合計画の策定時には町民を含めた組織を構成して、「参画機会と広聴制度」（第12条）及び「パブリックコメント」（第15条）の規定に基づき事前説明等に努めます。」と定められていることから、次の事項に遵守するものとする。
 - ◇ アンケート調査、団体ヒアリング、新規移住者等を対象とした座談会（モニター制度）を活用し、住民ニーズの把握
 - ◇ 町民と行政の協働による計画策定を基本とし、未来創生委員会における議論とともに

に、ワークショップなどの機会を通じた計画策定における町民参画機会を提供し、実効性の高い計画を目指す。＜地域資源や強み、弱みを洗い出し、将来像とテーマを協働で策定。（SWOT分析等を活用）＞

- 基本計画及び実施計画（事務事業計画）において行政評価制度システムによるPDCAサイクルを構築し、計画、実行後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につながるようなマネジメントサイクルを確立する。

4 総合計画の策定の視点

合併から10年間、当町は現行の安平町総合計画に基づき、一体感の醸成と持続的発展をめざし、政策・施策・事務事業に取り組んでまいりました。

しかし、この間、大幅な人口減少と少子高齢化が進み、日本全体の人口が減少局面を迎えている中、当町の行政運営も岐路に立たされている現状にあります。

人口減少や少子高齢化の進行等による人口構造の変化は、社会保障費の増大や地域活動の担い手不足など、町民生活に大きな影響を及ぼすものであり、また、社会経済のグローバル化、高度情報化の進展、さらには、多様化・複雑化する町民ニーズへの対応なども柔軟な思考で継続的かつ長期的に取り組むべき課題です。

当町の持続的発展を創造するため、20年後の社会を見据えながら、まちづくり基本条例の理念にのっとり、町民と行政の協働による理想の将来像を描くとともに、これを具現するため、次の4つの視点を踏まえ、戦略的な計画を策定してまいります。

＜自治体を取巻く主な環境の変化・課題等＞

- 急激な少子高齢化の進展
- 人口減少時代の到来
- 町民の参画と協働によるまちづくりの必要性
- 生産年齢人口の減少等による税収減、社会保障費等の増大に伴う厳しい財政状況
- 地方分権の進展
- 価値観やライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化

視点1 多くの町民参画による町民と行政の協働の計画づくり

平成26年12月26日に施行された安平町まちづくり基本条例第11条において、「町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有し、自らが主役としての責任と役割を担い、積極的にまちづくりへ参画することに努める」ことが

規定されています。

計画の策定にあたっては、町民と行政による話し合いを通じて、それぞれの役割と責任を確認するとともに、町民一人ひとりがまちづくりに関心と責任を持ち、郷土への誇りを育むため、多くの町民に参画いただきながら計画を策定してまいります。

視点2 既存ハードを活用したソフト重視の計画づくり

平成18年3月の合併からこれまで、町道整備、消防庁舎建設、認定こども園の整備、給食センター整備、道の駅建設など一体性の速やかな確立や均衡ある発展に資する公共的施設の整備の整備を行ってきました。

今後のまちづくりに際しては、大規模な公共施設整備等のハード施策に偏重せず、既存公共施設・地域資源等の既存ストックの有効活用やソフト施策の充実に十分に留意した計画としていきます。

視点3 地域の強み・弱みの分析による、明確な将来像を設定した計画づくり

北海道の空の玄関「新千歳空港」から15分で北海道らしい牧歌的な光景と、のどかな丘陵が広がる当町の地理的優位性など、安平町らしさを町民参画で洗い出し、これら地域の特性（個性）を未来へ活かし伸ばしていく施策の展開を進めるとともに、全国的に知名度の低い当町を「オンリーワン」と「地域ブランディング」でPR強化することに主眼をおいた計画としていきます。

視点4 「選択と集中」「見直しと改善」を意識した実効性ある計画づくり

今後、厳しい財政運営が予想される中、地方分権に対応した持続可能で自立したまちづくりを目指すものとし、特色や重点事業を明確化した「選択」と「集中」による財政状況に合致した実現可能な戦略的計画としていきます。

また、施策の目的や手段、現実的な成果指標を掲げ、より良い施策が展開されていく仕組みを持った計画づくりとしていきます。

5 総合計画の策定手順

(1) 今後進めるべき基本的な方向性（方針）の策定（H27.10）

ア 基本方針の決定、スケジュールの決定

(2) 策定体制の構築

ア 第2次安平町総合計画策定アドバイザーの委嘱

- イ 安平町未来創生委員会（諮問・答申）
- ウ 安平町未来創生本部（各課長）・専門部会（6部会制）
- エ 町民まちづくり会議（一般町民・各種委員・未来創生委員会委員による無報酬会議）

（3）現状基礎調査（H27.10-H28.4）

- ア 町民アンケート調査の実施（全戸対象）、分析 [実施中]
- イ ヒアリング調査等の実施
 - （ア）現計画の達成状況、未解決課題の状況調査（庁内確認）
 - （イ）各団体ヒアリングの実施
 - （ウ）町長・副町長・教育長ヒアリングの実施
 - （エ）各課ヒアリングの実施（施策や事業実施後の効果）
 - （オ）新規移住・定住者を対象とした座談会等（モニター制度）の開催

（4）町民参画手続き

- ア 安平町未来創生委員会（委員14名）の開催（随時）
- イ あびら夢・未来100人町民フォーラム開催（H28.2）
- ウ 町民まちづくり会議の設置
- エ 団体ヒアリング
- オ 新規移住・定住者を対象とした座談会（モニター制度）
- カ 安平町町民参画条例に基づく政策提案制度の活用検討
- キ パブリックコメント（町民説明会として実施することも検討）

（5）基本構想・基本計画策定作業

- ア 今後新たに想定される課題の把握
- イ 全体構成の検討（体系、柱立て）
- ウ 課題解決のために必要とされる主要施策づくり
- エ 教育委員会を通じた各種学校協力要請（作品募集・挿絵作品ほか）

6 総合計画の策定体制

（1）第2次安平町総合計画アドバイザー

目的	総合計画策定に関する事項について必要な調査、助言を行う。
内容	総合計画策定にあたって、未来創生委員会、庁内未来創生本部会議等に出席し、助言や提案等をいただく総合計画策定アドバイザーを置く。
期間	平成27年10月～平成29年3月末（計画策定の日）

(2) 安平町未来創生委員会

目的	町長の諮問に応じて、総合計画の策定に関して調査審議し、答申するとともに、策定後における計画全体の評価・検証を行う。
内容	第2次安平町総合計画の策定に向けた協議を行うとともに、基本構想、基本計画の案について、町長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。また、策定後は計画全体の評価・検証を行う。 * 重点プロジェクトに位置づけられる「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に対する委員を兼ねている。
構成	委員14名・外部有識者（現在4名）
期間	平成27年6月～平成29年6月（2年任期）

(3) 安平町未来創生本部及び専門部会（ワーキンググループ）

目的	総合計画の策定に係る全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るとともに、これらの進行管理を図る。
内容	総合計画の策定及び進行管理並びに総合戦略・人口ビジョンの策定及び進行管理を行う。
構成	◇本部長—町長 副本部長—両副町長 各部局の課長職、統括参事、保健師長、参事で構成 ◇必要に応じて専門部会を設置（6部会）

7 町民参画（町民意見の集約）

(1) 町民意識調査（町民アンケート）

目的	町民の意向等を調査・把握し、基礎資料とする。
内容	町民の居留意向や親しみ度、施策ニーズを調査し、中長期的に取り組むべき課題などを世代・分野別に分析する。
対象	町民全世帯（約3,850世帯）
時期	平成27年9月（9月30日回答期限）
手法	アンケートの全戸配布

(2) 団体ヒアリング

目的	地域コミュニティ団体、経済団体、福祉団体、社会教育団体等に対する合併10年の検証に係るヒアリングを行い、将来に向けた課題の洗出しを行う。
内容	同上
対象	町内各種団体
時期	平成28年1月から3月まで（随時）
手法	ヒアリングシートの配布と希望団体に対する直接ヒアリング

(3) 新規移住・定住者を対象とした座談会（モニター制度）

目的	主に合併以降、住宅建設により移住・定住した町民を対象に、重点課題である移住・定住施策の方向性の検討に係る座談会を開催する。
内容	同上
対象	過去10年間で安平町に住宅を建設し、町外から移住・定住された方
時期	平成28年2月
手法	座談会形式（町民参画基本条例に基づくモニター制度として実施）

*その他移住希望者を対象とした意向調査等を実施

(4) あびら夢・未来100人町民フォーラムの開催

目的	ワークショップによる会議を通じ、安平町の地域資源・強み・弱み・脅威・機会を検証し、「まちの将来像」「将来テーマ」の設定につなげる。
内容	基調講演・ワークショップ
対象	一般町民、各種団体（若年層主体）
時期	平成28年2月下旬を予定（日曜日を予定）
手法	講演・ワークショップ

(5) 町民まちづくり会議（ワークショップ）

目的	町民と行政の協働による計画づくりを行う。
内容	課題や問題点、まちづくり全体、分野別の具体的な施策の提案など、町民と行政の対話を通じ、総合計画を町民参画により策定する。
対象	一般町民、各種行政委員、未来創生委員会委員
時期	平成28年4月から8月を予定（平日夜間：全4～5回）
参加	町民と行政職員によるワークショップ

(6) 町民政策提案制度

目的	町民の多様な発想から生まれる優れた提案を積極的に町の施策に反映させるため、町民参画条例第9条に規定する町民政策提案制度を活用する。
内容	協働のまちづくりを推進していくため、町と町民が共に取り組むことにより相乗効果が期待できる具体的な政策の提案を募集する。
対象	町内に住所を有する満20歳以上の10人以上の連署による提案
時期	平成28年2月5日から2ヶ月募集、4月5日締め切り

(7) パブリックコメント（町民説明会として実施することも検討）

目的	協働のまちづくりを推進していくため、町と町民が共に取り組むことにより相乗効果が期待できる具体的な政策
内容	基本構想及び基本計画の案について、町民意見を聴取し、その反映結果を公表する。
対象	町民、在勤者、在学者など
時期	（別途決定）

*顔と顔を合わせた十分な説明と意見聴取が基本であり、パブリックコメント以外の手法も検討

8 全体スケジュール

*別添のとおり

9 計画策定体制のイメージ

まちづくり基本条例に基づく「町民参画」「協働」「情報共有」が重要キーワード

町民参画

町民意識調査

- 町民意識や施策ニーズ等アンケート調査
*全戸対象

団体ヒアリング・座談会等

- 地域団体、経済団体等へのヒアリングや新規転入者等を対象とした座談会等を実施

あひら夢・未来100人町民フォーラム

- 将来像・将来テーマの設定に向けた、安平町の地域資源や地域の強みの洗出しをワークショップ形式で実施

案に対する町民意見聴取

- 基本構想及び基本計画の案について、町民から意見を求める。

政策提案制度の活用

- 町民参画条例に基づく政策提案

町民まちづくり会議

一般町民・各種行政委員・未来創生委員会委員などの町民と行政(専門部会)による基本構想素案の検討(行政と町民の協働(役割分担)の観点を各部会で意識) *無報酬会議(町民36名と行政職員)

①住民生活部会	分野	環境、衛生、循環型社会形成、交通安全・防災	②経済産業部会	分野	農業全般、商工、工業、企業、観光、雇用等
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名		人数	町民：6名 行政担当：2・3名
③インフラ部会	分野	道路整備、住宅、道路・河川、土地保全、通信等	④健康福祉部会	分野	福祉、保健・医療、保健、介護等
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名		人数	町民：6名 行政担当：2・3名
⑤子育て・教育部会	分野	子育て支援、学校・社会教育、文化・スポーツ	⑥行政運営部会	分野	参画、協働、情報共有、地域間交流、行革、財政等
	人数	町民：6名 行政担当：2・3名		人数	町民：6名 行政担当：2・3名

策定アドバイザー

- 総合計画策定に当たって、各種協議への出席により助言・提案等を行う。

未来創生委員会

- 委員14名：外部有識者4名
- 基本構想・基本計画の答申
- 計画の進行管理

相談・助言 ↓ ↑

↓ 諮問・答申 ↑

行政(町長)

未来創生本部会議(本部長：町長、庁内会議)

- 【庁舎内協議】
- 現計画達成状況調査
 - 庁舎内各課ヒアリング
 - 町長・副町長・教育長ヒアリング

【専門部会(各ワーキンググループ)】

- ①住民生活WG
- ②経済産業WG
- ③インフラWG
- ④健康福祉WG
- ⑤子育て・教育WG
- ⑥行政運営WG

- 課長職をリーダー
- 所管課長への詳細報告
- 基本目標、重点課題の検討
- 町民まちづくり会議との協議調整
- 個別計画との整合性検討

町民まちづくり会議の区分とセット

事務局：企画財政課企画グループ

各組織の会議運営・補助、組織間の連絡調整、施策の体系化整理など

↓ 提案・議決 ↑

町議会

- 全員協議会協議
- 基本構想・基本計画の承認(議決)

情報共有
協働

協議
集約

第2次安平町総合計画策定スケジュール表

作業項目	実施時期	平成27年度					平成28年度					平成29年度			備考		
		4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月	4～5月	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月	4～5月		6～7月	8～9月
アンケート	アンケート調査素案作成			素案作成													
	アンケート調査配布・回収			調査実施	回収												
	アンケート調査結果分析				調査分析	結果周知 (広報)											
ヒアリング等	団体ヒアリング					団体ヒアリング	団体ヒアリング	分析									
	各課分析シート				シート素案 作成	分析シート 配布	回収 取りまとめ	分析 再分類									
	各課ヒアリング(町長ヒアリング等)					町長・教育長 ヒアリング	各課ヒアリング	分析									
	アンケートオフ(あびら 夢・未来100人町民フォーラム)				準備	募集 (広報)	開催	結果周知 (広報)									
	新規移住・定住者対象の座談会(その他意見聴取検討)					周知	開催										
パブリックコメント等(検討)	パブリックコメント制度を含めて事前に町民から計画案に対して意見案を聴取(パブコメ・町民説明会)																
作品展	作文・絵画募集						校長会議	作品募集 (小中学生)									
	作文・絵画表彰								作品表彰	計画書に掲載							
策定作業	基本構想			町長協議	方針決定		基本構想 構造検討	将来像・ テーマ決定	基本構想 入力開始								アドバイザー
	前期基本計画									基本計画 入力開始							
各種会議	未来創生本部会議			会議	会議	会議	会議	会議	会議	会議	会議	会議	会議				
	未来創生本部専門部会						再設置	町民まちづくり会議と連動									
	安平町未来創生委員会	メンバー決定	委員会 委嘱	委員会 (2回)	委員会	委員会	フォーラム参加	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	H29年度以降は、計画管理・外部評価の役割となる。			
	町民まちづくり会議							全4～5回程度開催(月1回)									
議会	議会提案等				議員協議会 説明				議員協議会 説明		議員協議会 説明		議会提案				
印刷	総合計画印刷製本												印刷製本				
広報	広報あびら特集号発行					広報特集号 (アンケート)		広報特集号			広報特集号		広報特集号	広報特集号			